

生駒市在宅医療介護推進部会の運営支援及び生駒市入退院調整マニュアル運用状況調査分析業務
に係る公募型プロポーザルの実施について(公告)

令和6年4月15日

生駒市長 小紫 雅史

1 業務名

生駒市在宅医療介護推進部会の運営支援及び生駒市入退院調整マニュアル運用状況調査分析業務

2 業務内容

①生駒市在宅医療介護推進部会の運営支援

部会員が、本市の現状の把握、課題の抽出、今後の対応策の検討まで効率的かつ円滑に会議が進められるよう、会議資料の作成（会議録の作成を含む）、先進事例等の情報収集、当日のグループワーク等会議運営の補助及び記録作成等の業務を行い、成果品を作成する。

なお、本部会において定めた「ロードマップ」及び「ロジックモデル」をもとに、会議の運営支援を行うものとする。

②生駒市入退院調整マニュアル運用状況調査分析

調査票の立案、アンケート調査の実施、調査結果の分析業務を行い、成果品を作成する。

（①と②のいずれも別紙仕様書参照）

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 公示日現在から過去5年間に於いて、国又は地方公共団体の発注する「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」又は「保健医療計画」の策定に係る業務の契約実績を有する者（金額は問わない。）
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 提出等

① 提出期限:令和6年5月7日(火)17時(必着)

② 提出場所:生駒市役所子育て健康部地域医療課(2階21番窓口)
〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

③ 提出方法:持参又は郵送によること。

* 郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。